

東十条駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会設置要綱

4 北ま都第 7459 号

令和 4 年 11 月 18 日区長決裁

(目的及び設置)

第 1 条 東十条駅周辺の関係者が一同に会し議論することにより、東十条駅周辺の抱えるまちづくりの課題を解決するため、東十条駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会は、東十条駅周辺まちづくりガイドライン策定に関すること及びその他区長が必要と認める事項について所掌する。

(組織)

第 3 条 検討会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 学識経験者 | 1 名 |
| (2) 交通関連事業者 | 3 名以内 |
| (3) 地元関係諸団体代表 | 4 名以内 |
| (4) 交通管理者 | 2 名以内 |
| (5) 道路管理者 | 2 名以内 |
| (6) 東京都関係職員 | 3 名以内 |
| (7) 北区関係職員 | 6 名以内 |

2 委員は、区長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から東十条駅周辺まちづくりガイドラインの策定が完了する日までとする。

2 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長を置き、会長は学識経験者をもって充てる。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 検討会に副会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会の運営)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議決を要する事項は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会は、必要があると認めたときは、検討会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 やむを得ない事情により検討会の招集が困難であると会長が認めた場合は、議案を記載した書面等を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。

(公開)

第7条 検討会は、原則公開とする。ただし、議決により非公開とすることが出来る。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、鉄道駅関連プロジェクト担当部長付鉄道駅関連プロジェクト担当課長及び都市拠点デザイン担当部長付都市拠点デザイン担当課長が担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月18日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、東十条駅周辺まちづくりガイドラインの策定が完了する日限り、その効力を失う。

東十条駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会の
公開に関する内規

第1 この内規は、東十条駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会（以下「検討会」という。）の会議の公開に関し必要事項を定めるものとする。

第2 会議は、運営上支障がない限り公開とする。

第3 傍聴を希望する者は、先着順にて15名まで受け付けるものとし、所定の傍聴簿に自己の氏名及び住所を記入の上、所定の傍聴席で傍聴しなければならない。

第4 次の事項に該当する者は、傍聴席に立ち入ることができない。

- （1）カメラ・ビデオカメラ・録音機の類を携帯している者。
- （2）酒気を帯びていると認められる者。
- （3）その他議事を妨害することを疑うに足りる事情が認められる者。

第5 傍聴人は、次の行為を行ってはならない。

- （1）議事に対しての発言や騒ぎ立てる等、議事の進行を妨げること。
- （2）カメラ・ビデオカメラ・録音機等での撮影及び録音をすること。

2 会長は、前項に掲げる行為を行った傍聴人の退場を命じることができ。

第6 発言の要旨等は事務局でまとめ、内容を確認のうえ北区ホームページに掲載し、広く区民に周知することとする。

東十条駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会の
代理出席に関する内規

第1 東十条駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会（以下「検討会」という。）の会議の代理出席に関し必要事項を定めるものとする。

第2 委員（学識経験者を除く）が、事故その他のやむを得ない理由により検討会を欠席する場合、会長は、当該委員が推薦する者の委任状をもって代理を認めることができる。